

鈴鹿市手話言語条例

言語は、相互に意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことのできないものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話もまた、言語の一つであり、手指及び体の動き並びに表情を用いて視覚的に表現する言語として使用され、育まれてきた。

しかしながら、過去のろう教育において長年にわたって口話法が用いられ、手話の使用が事実上禁止された歴史などから、手話を必要とする者は、多くの不安や不便を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において手話が言語であることが位置付けられたが、いまだ手話に対する理解及びその普及は、十分とはいえない状況にある。

障害の有無にかかわらず、市民が共生する地域社会を実現するためには、手話が言語の一つであるとの理解を深め、市民がそれぞれ的人格及び個性を尊重しながら、意思疎通を図ることが必要である。

ここに、手話に関し、基本理念を明らかにするとともに、手話の理解と広がりをもって、市民が互いに助け合い、支え合うことができる鈴鹿市を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話を使用しやすい環境を整備するための施策（以下「手話に関する施策」という。）を推進することにより、手話に対する理解及びその普及を図り、もって市民が共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解及びその普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、手話を必要とする者が手話により意思疎通を図る権利を有すること及びその権利を尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする者が安心して生活し、社会参加することができるよう、手話に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市の手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の手話に関する施策に協力するとともに、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、及び手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策
- (2) 手話を学ぶ機会の確保を図るための施策
- (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策
- (4) 手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、手話に関して市長が必要と認めるもの

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。